

政令第二百八十二号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

政令第二百八十三号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（抄）

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項、第五条第一項、第六条第一項第二号、第二十七号の五、第四十五条第一号及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号を次のように改める。

十 一・二―ジクロロエチレン

第三条第二号イ及び第五条第二号中「第七条第六項の」を「第七条第四項に規定する」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された」を「汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された」に、「土壤汚染」を「指示に係る土壤汚染」に、「汚染の除去等の措置の」を「指示に係る汚染の除去等の措置の」に、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した」を「汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（国等が行う汚染土壤の処理に関する技術的読替え）

第七条 法第二十七条の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條第九項並びに第二十三條 第三項及び第四項	届け出なければ	通知しなければ
第二十四條	を命ずる	について協議を求める
第二十五條	の停止を命ずる	を停止することについて協議を求める
第二十七條第二項	を命ずる	について協議を求める

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の土壤汚染対策法施行令（以下「旧令」という。）第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第二十二條第一項の許可を受けている者は、この政令による改正後の土壤汚染対策法施行令（以下「新令」という。）第一条第十号

に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新令第一條第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る土壌汚染対策法第二十二條第一項の許可を受けたものとみなされた者についての同法第四項の規定の適用については、その者が旧令第一條第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二條第一項の許可を受けた日を新令第一條第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二條第一項の許可を受けた日とみなす。

#### 理 由

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定有害物質に一・二―ジクロロエチレンを指定する必要があるからである。

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 〇九（略）</p> <p>十   一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十一 〇二十六（略）</p> <p>（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第四項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>（要措置区域の指定に係る基準）</p>	<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 〇九（略）</p> <p>十   シス―一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十一 〇二十六（略）</p> <p>（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>（要措置区域の指定に係る基準）</p>

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 法第七条第四項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

第六条 (略)

(国等が行う汚染土壌の処理に関する技術的読替え)

第七条 法第二十七条の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二条第九項並びに第二十三条第三項及び第四項	届け出なければ	通知しなければ
第二十四条	を命ずる	について協議を求め
第二十五条	の停止を命ずる	を停止することについて協議を求める
第二十七条第二項	を命ずる	について協議を求める

(助成金の交付)

第八条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された者(当該指示に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者を除く。)であって、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該指示に係る汚染の

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

第六条 (略)

(新設)

(助成金の交付)

第七条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者(当該土壌汚染を生じさせる行為をした者を除く。)であって、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共

<p>第九条・第十条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体（当該地方公共団体の長が当該汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。</p>
<p>第八条・第九条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>団体（当該地方公共団体の長が当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。</p>